

### 秋田県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名     | 区間                            |
|-------|---------|-------------------------------|
| 県道    | 上新城土崎港線 | 秋田市土崎港北五丁目233番5地先から242番19地先まで |

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### 秋田県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                               |
|-------|-------|----------------------------------|
| 県道    | 久保秋田線 | 秋田市下新城笠岡字堰場205番1地先から字川向134番1地先まで |

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### 秋田県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 1 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名    | 区間  |
|-------|--------|---|
| 県道    | 能代五城目線 | 南秋田郡五城目町内川浅見内字小川口254番1地先から内川湯ノ又字金ヶ沢134番地先まで |

2 供用開始の期日 平成28年3月25日

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）